

基本目標3 安心・安全のまち

1 介護保険サービスの質の確保と向上・人材育成

(1) 相談・支援体制の強化

【現状と課題】

高齢者やその家族は、地域包括支援センターやケアマネジャーに介護保険サービスなどに関する様々な相談ができます。また、地域包括支援センターやケアマネジャーは、相談を受けた場合は適切なサービスにつなぎ、その相談内容によっては制度に関する情報提供や、関係機関への紹介を行います。

介護保険制度や高齢者福祉サービスの普及及び利用促進をはかるため、広報やホームページなどの媒体を活用して、高齢者やその家族に対して介護保険制度や様々な事業の周知を行っています。

引き続き相談支援体制の強化を図るとともに、適切な情報を広く迅速に提供できるよう様々な手段や技術を活用して広報活動を行うことが課題です。

【今後の展開】

介護保険制度や高齢者福祉サービス等の普及と利用促進を図るため、広報やホームページなどを広く活用して高齢者に関するさまざまな事業の周知を行います。

また、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、ケアマネジャーや民生委員・児童委員などの関係者との連携を深め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(2) 人材確保の支援

【現状と課題】

国の一億総活躍プランで、内閣府は要介護3以上の高齢者数が平成27年の213万人から平成75(2060)年の421万人まで増加する見通しを示しています。今後、様々な形態の介護保険サービスの需要が増大し、人材に関する需要も増加すると考えられます。人材の確保は継続的に困難となる事態が予想され、その対策が課題となります。

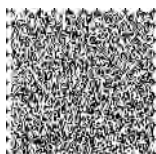
【今後の展開】

本市では埼玉県と連携し、高齢者福祉や介護保険サービスについての周知や啓発活動を通じて、介護職の人材確保を支援します。

ハローワーク等の関係機関と連携し、介護分野における就職支援の取り組みに努めます。

介護の仕事の魅力・意義に対する理解を深めるため、特に若いうちから介護を知ることが重要であることから、学生、保護者、地域社会への情報発信、働きかけの強化について研究し、それに取り組めます。

現場の介護職員等が他職種に流出することを防ぎ、慰労と勤務意欲を高めることを目的とし、それによる介護職員等の定着率の向上を目的とした表彰制度の創設に取り組めます。



(3)介護サービス情報の公表

【現状と課題】

各介護事業者が提供する介護サービスの情報は、都道府県を通じて厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」に集約されており、情報を得られるようになっていきます。

利用者が自らの選択で適切な介護保険サービスを受けられることを目指し、「介護サービス情報公表システム」の普及と情報を得られる環境づくりが求められています。

【今後の展開】

利用者が事業者を適切に選択することができるよう、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を広く周知し、利用の促進に努めます。

(4)介護サービス事業者への適正な指導・監督

【現状と課題】

本市では法令等に基づき「久喜市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」を定め、地域密着型サービス事業者に対する指導・監査を実施しています。また、埼玉県が指導監査権限を有する介護サービス事業者については、本市は埼玉県と連携して事業者の適正化に努めています。

【今後の展開】

引き続き本市が有する指導監督権限の行使や、介護保険サービスに関わる苦情処理を通じて、よりよいケアの実現、介護保険サービスの質の向上を図ります。

(5)介護保険給付適正化の取り組み

【現状と課題】

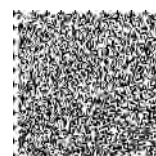
介護保険制度開始以来、制度の普及により、高齢者の介護保険サービスの利用は大幅に拡大しています。介護給付費の増大とそれに伴う負担のあり方が課題となり、給付水準を維持確保する必要から、より一層の介護給付適正化が求められます。

【今後の展開】

平成 30（2018）年度から、久喜市介護給付適正化計画を定め、下記の5つの重要事業を中心に適正化に向けた取り組みを行うこととします。

【介護給付等費用適正化の取り組み】

事業区分	内 容
要介護認定の適正化	委託による認定調査の結果の点検等
ケアプランの点検	面談方式等による点検
住宅改修等の点検	住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査
医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合・国保連合会から提供される帳票の縦覧点検
介護給付費通知	全受給者へ年2回通知



2 高齢者の権利擁護・虐待防止

(1) 高齢者虐待の防止

【現状と課題】

高齢者虐待防止法が平成18年に施行され、また児童虐待、高齢者虐待及び障がい者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で埼玉県虐待禁止条例が平成30(2018)年に施行されます。それに伴い、虐待防止に関する各種取り組みが行われていますが、高齢者の虐待事例は後を絶ちません。

高齢者虐待を防止するためには、高齢者やその家族、サービス提供事業者等の問題意識を高め、多職種による支援体制を確立する必要があります。

【今後の展開】

高齢者虐待防止に関する啓発活動や、地域包括支援センターにおける相談活動などを引き続き行います。

(2) 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。また、成年後見は、一般的には身近な親族が受けることが多い状況にあります。単身高齢者の増加等により、市民後見人の必要性も高まっています。

このことから、成年後見制度の内容と手続き、相談窓口などの周知を図るとともに、利用者に信頼される質の高い市民後見人の養成に努めるなど、成年後見制度の利用促進が課題となっています。

【今後の展開】

地域包括支援センターの相談窓口の充実を図り、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、市民後見人の養成に努めます。

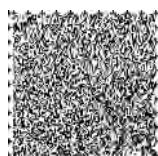
(3) 防犯・消費者保護などの対策

【現状と課題】

高齢者は生活上のさまざまな不安を抱えがちであり、犯罪に巻き込まれることが多いことから、相談窓口を充実して高齢者の生活上の不安解消に努めるほか、高齢者に防犯や消費者保護についての情報を確実に伝えていくことが重要です。

【今後の展開】

高齢者が犯罪や消費者トラブル等に巻き込まれないよう、適時に必要な情報を提供するとともに、関係機関や地域と協力して防犯活動等に努めます。また、高齢者の被害については、本市の法律相談・行政相談・消費生活相談室などを活用するとともに、関係機関と連携して被害の拡大を防ぎます。



(4)多様な相談体制の整備

【現状と課題】

高齢者の権利擁護に関するサービスの充実のため、相談窓口の周知が課題となります。

現在、実施中の相談窓口

ア 総合相談窓口

地域包括支援センターは各関係機関と連携を図り、高齢者やその家族に対し総合的な相談・支援を行います。

イ 法律相談・行政相談・消費生活相談室

本市では、法律相談・行政相談・消費生活相談室を実施しており、高齢者をはじめとする市民のさまざまな困りごとに対応しています。

ウ 介護保険相談員

介護保険相談員を要支援・要介護認定者の自宅や介護保険サービス提供の場に派遣し、サービス利用者などの介護保険に関する疑問や不満、在宅介護に関するさまざまな不安などの相談に応じます。

【今後の展開】

高齢者やその家族の介護の悩みや不安などに対応するため、身近な場所で必要なときに相談に応じられる体制づくりをさらに推進します。

(5)苦情に対する対応

【現状と課題】

事業所が提供する介護保険サービスや、本市が提供する高齢者福祉サービスについては、常に利用者である高齢者の側に立ち、適切に提供されなければなりません。

また、常に質の向上を目指して充実すべきことから、現状のサービス提供についての課題を把握し、改善につなげる取り組みを行う必要があります。

現在、実施中の苦情対応

ア 介護保険サービスにかかる苦情対応

介護保険サービスに関する苦情については、各事業所での受付のほか、保険者として本市や各地域包括支援センターが対応し、サービス提供者を指導しながら苦情の解決を図っています。また、埼玉県国民健康保険団体連合会も介護保険サービスに関する相談・苦情の窓口を設けています。

イ 福祉オンブズパーソン制度

各種福祉サービスに関する苦情に対し、公正かつ中立な立場で迅速・適切に対処するための制度として、福祉オンブズパーソンを配置し、苦情対応を行っています。

【今後の展開】

各種福祉サービスの苦情への対応として、介護保険苦情処理の仕組みや福祉オンブズパーソン制度を設けていることから、今後も引き続き周知に努め、サービス利用者からの苦情に対応する体制を充実していきます。



3 災害対策・単身高齢者等対策

(1)地震などの災害に備える対策

【現状と課題】

本市では「久喜市地域防災計画」を策定して防災対策に取り組んでいるところですが、平時から災害についての備えを整え、起こりうる事態について想定しておくとともに、災害時に高齢者をはじめとする自力で避難することが困難な「要配慮者」が安心・安全に避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

【今後の展開】

地震や火災などの災害に備え、避難所や避難経路の周知を図るほか、一人ひとりができる防災対策について啓発と周知を図ります。

グループホームなどを含めた高齢者施設については、水防法等が平成29年に改正されたことに伴い、これまでの火災や地震のほか、浸水想定地域においては洪水・浸水を想定した避難確保計画を策定することとなりました。そのため、平常時から地域住民を交えた防災・避難訓練を実施するよう働きかけます。

災害時に福祉的ケアの必要な高齢者等の要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、「福祉避難所」を指定していますが、今後さらにその数を増やすなど、充実を図ります。

(2)災害時要援護者避難支援の充実

【現状と課題】

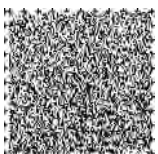
地震や風水害などの災害が発生したとき自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要配慮者」の中でも、一人暮らし高齢者や介護度の高い方など、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を「避難行動要支援者（要援護者）」と呼びます。要援護者は、災害時に被害を受けやすく、避難の際にも支援が必要となります。

要援護者の被害を最小限に食い止めるためには、災害時に支援を必要とする方の情報を事前に把握しておくことが必要です。そこで、本市では、地域との連携により、要援護者の平時における見守りや災害時における安否確認等を実施する「久喜市要援護者見守り支援事業」を実施し、要援護者を申し出により「要援護者登録台帳」に登録し把握しています。

このような要援護者は、今後もさらなる高齢化の進展とともに増加することが見込まれ、対応の強化が課題となっています。

【今後の展開】

避難する際に支援が必要な要援護者が円滑に避難できるよう、引き続き久喜市地域防災計画に基づく要援護者（避難行動要支援者）の避難支援に努めます。



(3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策

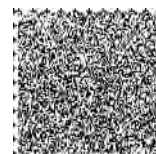
【現状と課題】

本市では、久喜市要援護者見守り支援事業の一環として、新聞配達員や電気検針員などの訪問時にあわせて見守りを行う「要援護者見守りネットワーク」を構築しています。今後は、この要援護者見守りネットワークや地域における公的・民間の見守り体制をさらに充実していく必要があります。

【今後の展開】

本市の提供する緊急時通報システム事業や、配食サービス事業、久喜宮代衛生組合が行うふれあい収集、社会福祉協議会のふれあい電話サービス事業、さらには住民主体の集いの場など、生活支援サービスをさらに充実し、単身高齢者や高齢者のみの世帯の方の生活を支え、安心を確保します。

また、要援護者見守りネットワークや地域の自治会、民生・児童委員、福祉委員の訪問活動の充実促進を行い、地域における見守り体制の一層の強化を図ります。



4 高齢者にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、埼玉県が定めた「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの法令に基づき、本市では公共施設や道路などのバリアフリー化に取り組んできました。

また、要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、介護に適した住宅に改修したいという意見が5.3%に留まり、介護保険での住宅改修については周知が十分ではないという課題があります。

【今後の展開】

今後も、高齢者などが安全かつ円滑に利用できるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設等の整備に努めます。

介護保険サービスの住宅改修については、周知の強化を図り、さらなる利用の促進に取り組みます。

(2) 高齢者の外出を支える公共交通の充実など

【現状と課題】

高齢者の移動手段は、地域や身体の状態により大きく異なります。

高齢者実態調査では、市内の高齢者は「自身が運転する自動車」や「徒歩」、「自転車」などを交通手段としておりますが、このうち要支援・要介護者では「他の人が運転する自動車」や「徒歩」、「タクシー」の比率が高くなります。

高齢者の多くは加齢にともない、移動手段を失って家に閉じこもりがちになると考えられるため、買物や通院などに対する外出支援や社会参加の促進は、介護予防や認知症予防の観点からも非常に重要であると考えられます。

外出手段を持たない高齢者のために、公共交通機関である電車やバスの情報のみならずデマンドバスや福祉タクシー、福祉有償運送などに関する情報を収集し、必要に応じて高齢者等に提供します。

公共交通機関の整備が不十分なエリアにおいては、住民主体の送迎など地域での外出支援の取り組みを促進することを検討する必要があります。

また、県内全域において高齢者の交通事故率が増えていることから、交通安全教育の充実などが課題となります。

【今後の展開】

今後も、高齢者等のニーズを把握しながら、引き続き日常生活に必要な移動手段となる公共交通システムの充実を図るとともに、地域による住民主体の外出支援サービスの取り組みを支援します。

